

おたうえさい 御田植祭

6月13日(月) 献穀田で田植え



稲の苗を一つ一つ丁寧に植える早乙女たち

4月23日の「清祓祭」、5月9日の「播種祭」に続く献穀事業「御田植祭」が、菊池市鍋倉区の献穀神田でありました。

神事に続き、早乙女となるJA 菊池の女性職員たちが一つ一つ丁寧に苗を植えていきました。

今後は、献穀者の有働敏徳さん夫妻が丹精込めて管理し、秋の「抜穂祭」・「奉告祭」へと献穀事業が進んでいきます。

菊池から世界へ

6月9日(木)～6月12日(日)
第3回全日本ジュニア選手権大会
(兼)世界ジュニア並びにアジアジュニア選手権選考会

菊池市斑蛇口湖ポート場で第3回全日本ジュニア選手権大会(兼)世界ジュニア並びにアジアジュニア選手権選考会があり、全国から154人が参加しました。

選手たちは、シングルスカル(一人乗りボート)で2,000m競技の熱戦を繰り広げ、熊本県からも櫻井春菜さん(学園大付高)、下田達哉さん(同)、奥村武さん(同)の3人が出場し健闘しましたが、上位入賞はできませんでした。

今後の活躍に期待します。



男子シングルスカル2000メートル予選E組で力をつつする下田選手

国民年金情報

国民年金保険料の支払いに困ったら……

市町村の国民年金窓口で免除申請を

収入がなく、保険料を納めることができないうときは、市町村の国民年金担当窓口にご相談してください。

免除申請し、社会保険事務所へ承認されると、7月から翌年6月までの1年間の保険料の全額または半額が免除されます。「半額免除」の場合は、残る半額の保険料を納めないと保険料未納と同じ取り扱いになります。

免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得によって判定されます。

20歳代の皆さんに新制度「若年者納付猶予制度」

平成17年4月

20歳代の皆さんは、本人(配偶者を含む)の所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、7月から翌年6月までの1年間の保険料の納付が猶予されます。審査は世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得のみで判定されます。免除や学生納付特例および納

免除・猶予の所得基準の目安

平成17年度は単身世帯を中心に免除基準の見直しが行われました。

()内は収入

世帯の構成	免除・猶予の対象となる所得(収入)の目安	
	全額免除・若年者納付猶予	半額免除・学生納付特例
単身世帯	57万円(122万円)	141万円(227万円)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円(157万円)	195万円(304万円)
4人世帯(夫婦・子ども2人) 子ども1人は16歳以上23歳未満	162万円(258万円)	282万円(420万円)

免除・猶予・未納の比較

	年金を受けるための資格期間(25年)には?	年金額には反映する?	障害・遺族基礎年金の資格期間(納付要件)には?	後から保険料を納める場合は?
若年者納付猶予	資格期間に含まれます	追納しないと年金額に反映しません(0円)	保険料納付済期間と同じように取り扱います	10年以内であれば追納(後払い)することができます※注
学生納付特例	資格期間に含まれます	追納しないと年金額に反映しません(0円)	保険料納付済期間と同じように取り扱います	10年以内であれば追納(後払い)することができます※注
全額免除	資格期間に含まれます	免除期間の年金額は、1/3で計算されます	保険料納付済期間と同じように取り扱います	10年以内であれば追納(後払い)することができます※注
半額免除	半額保険料を納めれば含まれます	半額保険料を納めれば2/3で計算されます	納付期限内に半額の保険料を納めていれば、納付済期間として取り扱います	10年以内であれば追納(後払い)することができます※注
未納	資格期間に含まれません	年金額には反映しません	資格期間に含まれません	2年を過ぎると、保険料を納めることができなくなります

※注:「追納」は早めに……
保険料を追納する場合、免除などを受けた年度から2年を経過した分は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。経過期間が長いほど加算額が高くなりますので注意してください。

厚生年金 国民年金

年金請求に関する問い合わせなど

気軽に相談してください。

096(359)1165

業務時間 午前8時30分～午後5時
※土・日・祝日・年末年始は除きます

熊本年金電話相談センターへどうぞ

熊本年金電話相談センターでは、年金の請求手続きに関する問い合わせや、年金を受けている人の各種届出などの相談を受けています。

利用に際して、年金に関する個人的、具体的な相談の場合には、確認のため、次のようなことをご尋ねします。手元に年金手帳または基礎年金番号の分かるものを用意して、お電話ください。

※相談内容によっては一部答えられないこともありますのでご了承ください。

相談者が本人の場合
基礎年金番号・住所・氏名・生年月日など

相談者が家族の場合
左記のほか、家族の基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・本人が直接相談できない理由など

安全運転で

3月26日(土) 河原小学校PTAから標識の寄付

河原小学校 PTA(松野維之前会長)から菊池市交通安全協会河原支部(松原繁義支部長)に安全標識6本の寄付がありました。

標識には「通学路・横断中ご注意ください」などと書かれており、登下校する児童たちの存在をドライバーへ知らせる交通安全を呼びかけるのがねらいです。

標識は交通量の多い通学路6カ所にそれぞれ同PTAと同協会などのメンバーが手作業で設置しました。

作業に参加した人は「この標識を見たドライバーがスピードを落とすなどして安全運転を心がけてくれればいいですね」と話されました。



河原小学校の通学路に設置された標識

お米で支援

6月20日(月)・21日(火)
アジア・アフリカ支援米の田植え



学校近くの水田で支援米の田植えをする隈府小学校の児童たち

隈府小学校と花房小学校の児童たちがアジア・アフリカの飢餓で苦しんでいる人たちに「少しでも手が差し延べられたら」と支援米を送るための田植えをそれぞれしました。

「食とみどり、水を守る菊池の会」(村上活芳会長)が毎年続けているもので、20日には隈府小学校の5年生児童125人が学校近くの7アールの水田に水着やTシャツ姿になって入り、稲の苗を一つ一つ丁寧に植えました。

参加した児童たちは「初めて田植えをしました。足がヌルヌルするけど、たくさんのお米が取れるように一生懸命植えました」と泥だらけの顔で話してくれました。